

《 事務所ニュース 2022年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

年金改正内容 令和4年4月以降

1. 年金手帳の廃止

年金手帳は4月以降、新規の発行や再発行が廃止され、新たに国民年金の第1号から第3号までの被保険者となった方には、基礎年金番号通知書の送付に切り替えられます。

2. 受給開始時期の選択肢の拡大

現在60歳から70歳の間にしている年金の受給開始時期の選択肢を60歳から75歳の間に拡大。

A. 年金の受給開始時期の繰下げ上限年齢70歳を75歳まで引き上げます。

65歳受給を70歳迄繰り下げると受給42%増、75歳迄繰り下げると受給84%増になります。

B. 年金の受給開始時期の繰上げ率は3月までは1ヶ月0.5%減が4月からは0.4%減になります。

65歳受給を60歳から繰上げ受給すると3月までの30%減が4月以降24%減に緩和されます。

3. 60歳前半の在職老齢年金の計算

賃金(賞与込み月収)と老齢厚生年金の月額合計額が3月までは支給調整額28万円になるまでは年金月額は全額支給されます。4月からはその支給調整額28万円が47万円に緩和されます。

4. 在職定時改定の導入(4月から改正・10月増額)

在職定時改定導入とは、65歳から70歳になるまでの老齢厚生年金額が毎年10月から増額するという仕組みです。「在職定時改定」により65歳以上で在職中の人の老齢厚生年金額が毎年改定されることとなります。

現行では65歳以降も厚生年金保険に加入しても65歳以降の加入記録が老齢厚生年金額に反映されるのは次のいずれかに限られます。

A. 65歳時点

B. 退職時改定: 65歳から70歳になるまでの間に退職して1ヶ月が経過したとき (退職した月の翌月分から年金額改定)

C. 70歳時改定: 70歳到達の翌月分から年金改定尚、65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の場合、在職定時改定はありません。

5. パート・アルバイト等の短時間労働者に対する社会保険適用拡大(10月から改正)

- 昼間学生を除く
- 月額賃金88,000円以上
(残業代、通勤手当等を除く)
- 従業員数(社会保険の被保険者数)
10月以降101人以上の企業に拡大
(2024(令和6)年10月以降51人以上)
- 継続して2ヶ月を超えて使用される見込み

健康保険料率及び介護保険料の変更 令和4年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、令和4年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。また、全国一律の介護保険料率については、1.64%に引き下げ変更になります。

変更は令和4年3月(4月納付分)からとなります。従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.76%	11.40%
東京都	9.81%	11.45%
埼玉県	9.71%	11.35%

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)
労使間トラブルの相談
就業規則等の人事制度構築
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行